

民法 採点基準

全体を通じて、(1) 法的問題の解決の概略を理解していること、(2) 法的解決のために根拠となる法規定や、判例の趣旨の引用がなされていること、(3) 提示された事実在即した解決を導くための論理が展開されていることを要する。

具体的には、

設問 1 : 13 点

留置権に関する 296 条は、留置権者は債権の全部の弁済を受けるまで留置物の全部につきその権利を行使し得る旨を規定しているが、留置権者が留置物の一部の占有を喪失した場合にもなおこの規定の適用があるのか、被担保債権の範囲について理解を問うものである。296 条の解釈上の問題点を指摘するとともに、判例の趣旨を踏まえて、甲丙の主張の是非を論じていることが採点のポイントになる。

設問 2 : 12 点

本問では、建物建築請負契約における建物の所有権帰属について、注文者と請負人の二者間ではなく、下請人を含めた三者間の利害が争点となっているので、その点を認識した上で、(1) 材料を提供して工事を施工した下請負人に所有権が帰属するのか、(2) 元請負契約に所有権帰属に関する特約がある場合に、下請負人はそれに拘束されるのか、これらの点に関して判例の趣旨を踏まえて、丁の主張の是非を論じていることが採点のポイントになる。